

第3期子ども・子育て支援事業計画（案）の変更点一覧表（変更前後比較表）

令和6年度第5回子ども・子育て会議
【資料1－2】

No.	変更前					変更後																																			
第5章 施策の方向																																									
基本目標 1 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり																																									
基本施策 1 妊娠から子育てまで切れ目のない支援の充実																																									
①	主な事業 <table><tr><th colspan="2">事業</th><th>事業内容</th><th colspan="2">方向性</th><th>担当課</th></tr><tr><td>10</td><td>妊婦等包括相談支援事業、妊婦のための支援給付事業</td><td>妊娠届出時より妊婦や子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や、その後の継続的な情報発信等により、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う事業です。また、妊娠期の負担軽減のため、経済的支援を行う事業です。</td><td>継続</td><td>継続して事業を実施します。</td><td>こども家庭センター</td></tr></table>					事業		事業内容	方向性		担当課	10	妊婦等包括相談支援事業、妊婦のための支援給付事業	妊娠届出時より妊婦や子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や、その後の継続的な情報発信等により、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う事業です。また、妊娠期の負担軽減のため、経済的支援を行う事業です。	継続	継続して事業を実施します。	こども家庭センター	P.46	主な事業 <table><tr><th colspan="2">事業</th><th>事業内容</th><th colspan="2">方向性</th><th>担当課</th></tr><tr><td>2</td><td>妊婦等包括相談支援事業</td><td>妊娠届出時より妊婦や子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や、その後の継続的な情報発信等により、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う事業です。</td><td>継続</td><td>継続して事業を実施します。</td><td>こども家庭センター</td></tr><tr><td>3</td><td>妊婦のための支援給付事業</td><td>妊娠期の負担軽減のため、経済的支援を行う事業です。</td><td>継続</td><td>継続して事業を実施します。</td><td>こども家庭センター</td></tr></table>					事業		事業内容	方向性		担当課	2	妊婦等包括相談支援事業	妊娠届出時より妊婦や子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や、その後の継続的な情報発信等により、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う事業です。	継続	継続して事業を実施します。	こども家庭センター	3	妊婦のための支援給付事業	妊娠期の負担軽減のため、経済的支援を行う事業です。	継続	継続して事業を実施します。	こども家庭センター
	事業		事業内容	方向性		担当課																																			
10	妊婦等包括相談支援事業、妊婦のための支援給付事業	妊娠届出時より妊婦や子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や、その後の継続的な情報発信等により、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う事業です。また、妊娠期の負担軽減のため、経済的支援を行う事業です。	継続	継続して事業を実施します。	こども家庭センター																																				
事業		事業内容	方向性		担当課																																				
2	妊婦等包括相談支援事業	妊娠届出時より妊婦や子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や、その後の継続的な情報発信等により、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う事業です。	継続	継続して事業を実施します。	こども家庭センター																																				
3	妊婦のための支援給付事業	妊娠期の負担軽減のため、経済的支援を行う事業です。	継続	継続して事業を実施します。	こども家庭センター																																				
②	【追加】					P.46	主な事業 <table><tr><th colspan="2">事業</th><th>事業内容</th><th colspan="2">方向性</th><th>担当課</th></tr><tr><td>5</td><td>産婦健康診査</td><td>産後 2 週間頃と 1 か月頃の出産後間もない時期の産婦に対し、産婦健康診査の費用を助成し、産婦の健康管理を図る事業です。</td><td>継続</td><td>継続して事業を実施します。</td><td>こども家庭センター</td></tr></table>					事業		事業内容	方向性		担当課	5	産婦健康診査	産後 2 週間頃と 1 か月頃の出産後間もない時期の産婦に対し、産婦健康診査の費用を助成し、産婦の健康管理を図る事業です。	継続	継続して事業を実施します。	こども家庭センター																		
事業		事業内容	方向性		担当課																																				
5	産婦健康診査	産後 2 週間頃と 1 か月頃の出産後間もない時期の産婦に対し、産婦健康診査の費用を助成し、産婦の健康管理を図る事業です。	継続	継続して事業を実施します。	こども家庭センター																																				
基本目標 2 安心して子育てができるまちづくり																																									
基本施策 2 子どもにかかわる相談体制と情報提供の充実																																									
③	【追加】 ※基本目標 1 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり 基本施策 1 妊娠から子育てまで切れ目のない支援の充実 「10 利用者支援事業(こども家庭センター型)」を再掲					P.56	主な事業 <table><tr><th colspan="2">事業</th><th>事業内容</th><th colspan="2">方向性</th><th>担当課</th></tr><tr><td>10</td><td>〔再掲〕利用者支援事業(こども家庭センター型)</td><td>妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談支援等を行う事業です。</td><td>継続</td><td>継続して事業を実施します。</td><td>こども家庭センター</td></tr></table>					事業		事業内容	方向性		担当課	10	〔再掲〕利用者支援事業(こども家庭センター型)	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談支援等を行う事業です。	継続	継続して事業を実施します。	こども家庭センター																		
事業		事業内容	方向性		担当課																																				
10	〔再掲〕利用者支援事業(こども家庭センター型)	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談支援等を行う事業です。	継続	継続して事業を実施します。	こども家庭センター																																				
基本施策 3 保育サービスの充実																																									
④	施策の方向 共働き家庭の増加に伴い、保護者の就労形態に対応した保育サービスのニーズが高まっています。 待機児童解消に向けた取り組みに加え、一時預かり事業や延長保育等、多様化する就労形態や家族形態に合わせた支援サービスの提供に取り組むとともに、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度(仮称)」）の創設に向けた対応等、様々な事業の充実を図り、保護者のニーズに対応できるよう、必要な事業の質・量両面の確保に取り組めます。					P.57	施策の方向 共働き家庭の増加に伴い、保護者の就労形態に対応した保育サービスのニーズが高まっています。 待機児童解消に向けた取り組みに加え、一時預かり事業や延長保育等、多様化する就労形態や家族形態に合わせた支援サービスの提供に取り組むとともに、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（こども誰でも通園制度）の創設に向けた対応等、様々な事業の充実を図り、保護者のニーズに対応できるよう、必要な事業の質・量両面の確保に取り組めます。																																		

第3期子ども・子育て支援事業計画（案）の変更点一覧表（変更前後比較表）

No.	修正前						頁	修正後						
⑤							P.58							
	主な事業		事業内容		新規	方向性		担当課	主な事業		事業内容		新規	方向性
	63	乳児等通園支援事業（（仮称）こども誰でも通園制度）	未就園の乳児が保護者の就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠内で通園できる場を設けることで、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を行う事業です。			令和8年度より市内保育施設にて実施し、利用時間の上限を段階的に拡大することで、利用者のニーズに対応します。	幼児課	65	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	未就園の乳児が保護者の就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠内で通園できる場を設けることで、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を行う事業です。			令和8年度より市内保育施設にて実施し、利用時間の上限を段階的に拡大することで、利用者のニーズに対応します。	幼児課
基本施策4　子育て家庭への経済的負担の軽減														
⑥	【追加】　※基本目標1　子どもの健やかな育ちを支える環境づくり 基本施策1　妊娠から子育てまで切れ目のない支援の充実 ①の変更後の「3　妊婦のための支援給付事業」を再掲						P.59							
			主な事業		事業内容		方向性	担当課			事業内容		方向性	担当課
	3	〔再掲〕妊婦のための支援給付事業		妊娠期の負担軽減のため、経済的支援を行う事業です。			継続	継続して事業を実施します。	こども家庭センター					
基本目標1～3　各基本施策														
⑦	【修正】　①～⑥の追加に伴い、「主な事業」をライフステージ順等に並び替え													
第6章　量の見込みと確保方策 1.　提供区域の設定														
⑧							P.75							
			地域子ども・子育て支援事業		区域名					地域子ども・子育て支援事業		区域名		
	(19)	乳児等通園支援事業（（仮称）こども誰でも通園制度）				全市	(19)	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）				全市		
3.　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策														
⑨	(19) 乳児等通園支援事業（（仮称）こども誰でも通園制度）						P.103	(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）						